

2013年版
社労士ポイント整理
【法改正・正誤のお知らせ】

(3543)

平成 25 年 6 月 24 日
 (株)住宅新報社 書籍編集部
 TEL. 03-6403-7806

【法改正】 第 44 回社会保険労務士試験の実施公告が発表され、今年度の試験は、平成 25 年 4 月 12 日(金)現在施行の法令に基づいて出題されます。本書籍は、平成 24 年 8 月 1 日現在施行の法令に基づいて記述されていますので、この間の法令改正により、以下の箇所の記述をご訂正くださいますようお願い申し上げます

ページ・位置	改正前	改正後						
P184 上 7～8 行目	派遣労働者の就業に関する条件の整備等を	派遣労働者の 保護 等を						
P184 欄外 8 行目の下に挿入	<ul style="list-style-type: none"> ●派遣元事業主は、労働者や派遣先となる事業主等の関係者に次の情報提供を行わなければならない（法 23 条 5 項）。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごとの派遣労働者の数 ・労働者派遣の役務の提供を受けた者の数 ・労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合（いわゆるマージン率） ・教育訓練等 ●派遣事業主の関係派遣先（グループ企業）に対する労働者派遣を 8 割以下に制限（法 23 条の 2） 関係派遣先割合の実績報告を義務化（法 23 条 3 項） 							
P185 表のつづきに追加	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">派遣元事業主</th> <th style="text-align: center;">派遣先事業主</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">有期雇用派遣労働者の無期雇用への 転換期の措置（努力義務）</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <均等待遇の確保> 派遣労働者の賃金を決定する際、 <ul style="list-style-type: none"> ・派遣先で同種の業務に従事する労働者の賃金水準 ・派遣労働者の職務内容・成果、意欲、能力、経験等に配慮しなければならない。 教育訓練、福利厚生等にも配慮しなければならない。 </td> <td> <適正な派遣就業の確保> 派遣会社の求めに応じ、均等待遇を確保するため必要な情報を提供するなどの協力をするように努めなければならない。 </td> </tr> </tbody> </table>		派遣元事業主	派遣先事業主	有期雇用派遣労働者の無期雇用への 転換期の措置（努力義務）		<均等待遇の確保> 派遣労働者の賃金を決定する際、 <ul style="list-style-type: none"> ・派遣先で同種の業務に従事する労働者の賃金水準 ・派遣労働者の職務内容・成果、意欲、能力、経験等に配慮しなければならない。 教育訓練、福利厚生等にも配慮しなければならない。	<適正な派遣就業の確保> 派遣会社の求めに応じ、均等待遇を確保するため必要な情報を提供するなどの協力をするように努めなければならない。
派遣元事業主	派遣先事業主							
有期雇用派遣労働者の無期雇用への 転換期の措置（努力義務）								
<均等待遇の確保> 派遣労働者の賃金を決定する際、 <ul style="list-style-type: none"> ・派遣先で同種の業務に従事する労働者の賃金水準 ・派遣労働者の職務内容・成果、意欲、能力、経験等に配慮しなければならない。 教育訓練、福利厚生等にも配慮しなければならない。	<適正な派遣就業の確保> 派遣会社の求めに応じ、均等待遇を確保するため必要な情報を提供するなどの協力をするように努めなければならない。							

P185 表のつづきに追加	待遇に関する事項等の説明 →賃金の見込額や待遇，派遣会社の事業運営等			
	派遣に関する料金の額の明示 →派遣労働者本人の派遣料金もしくは当該事業所における一人当たりの派遣料金の平均額			
	日雇労働者（雇用期間が日々または30日以内）についての労働者派遣の禁止 ※例外：政令で定める業務，60歳以上の人，昼間学生，副業従業者，主たる生計者でない者等			
	離職後1年以内の人を元の勤務先に派遣することの禁止	離職後1年以内の人を派遣労働者として受け入れることの禁止および該当する場合には派遣元への通知		
P187 上3行目	対象となる基準に該当		対象となる 経過措置による 基準に該当	
P189 上7行目左の表	一般事業主	<u>1.8%</u>	一般事業	2.0%
	国・地方公共団体	<u>2.1%</u>	国・地方公共団体	2.3%
	特殊法人	<u>2.1%</u>	特殊法人	2.3%
	一定の教育委員会	<u>2%</u>	一定の教育委員会	2.2%
P189 上8行目 右側の例	$56人 \times 1.8\% = 1.008$		$56人 \times 2.0\% = 1.12$	
P189 上10行目 右側の例	労働者が <u>56</u> 人以上であれば		労働者が 50 人以上であれば	
P201 下11行目	●期間の定めのある労働契約		●期間の定めのある労働契約 契約期間中の解雇等	
P201 下10行目	期間の定めのある労働契約について		期間の定めのある労働契約（以下，「 有期労働契約 」という）について	
P201 下8行目	期間の定めのある労働契約について，その労働契約により		有期労働契約 について，その 有期労働契約 により	
P201 下7行目	その労働契約を		その 有期労働契約 を	

P201 下4行目「●適用除外」 の上に追加	平成24年8月10日法改正により、新しく3つの条文が規定された。	
	●有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換（法18条）	
	<p>同一の利用者との間で、反復更新された有期労働契約の契約期間を通算した期間が5年を超える労働者が、契約期間満了日までの間に期間の定めのない労働契約（無期労働契約）の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなす（平成25年4月1日施行）。</p> <p>※通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約が対象。平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は通算されない。</p>	
	●有期労働契約の更新等（法19条）	
	<p>有期労働契約※であって契約期間が満了する日までの間に労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合または当該契約期間の満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であって、使用者が当該申込みを拒絶することが、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、使用者は、従前の有期労働契約の内容である労働条件と同一の労働条件で当該申込みを承諾したものとみなす。（平成24年8月10日施行）</p> <p>※有期労働契約の反復更新により無期労働契約と実質的に異なる状態が存在している場合、または、有期労働契約の期間満了後の雇用継続につき、合理的期待が認められる場合</p>	
	<p>有期労働契約は、使用者が更新を拒否したときは、契約期間の満了により雇用が終了となる（「雇止め」という）。これまでに最高裁判例で一定の場合に雇止めを無効とする判例上のルール（「雇止め法理」という）が確立していたが、今回条文化された。</p>	
	●期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止（法20条）	
<p>有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の利用者と期間の定めのない労働契約をしている労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下、「職務の内容」という）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない（平成25年4月1日施行）。</p> <p>同一の利用者と労働契約を締結している、有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることにより不合理に労働条件を相違させることを禁止とするもの。</p>		
P201 下4行目	●適用除外（法20条）	●適用除外（法22条）
P247 上7行目 右側	（平成24年度は特例措置により	（平成25年度は特例措置により
P292 上 「合格への早道」をさしかえ	◆平成25年度の年金額は、平成24年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率が0.0%となった。この結果、平成25年4月から9月までの年金額について改定は行われないこととなり、平成24年度と同額となる。	
P292 下2行目	算定された平成24年	算定された平成25年

P305 上 吹き出しの中 下2行目	平成 <u>24</u> 年度の		平成 25 年度の	
P315 下の表	脱退一時金の支給額		脱退一時金の支給額	
	対象月数	支給額	対象月数	支給額
	6 月以上 12 月未満	<u>44,940</u> 円	6 月以上 12 月未満	45,120 円
	12 月以上 18 月未満	<u>89,880</u> 円	12 月以上 18 月未満	90,240 円
18 月以上 24 月未満	<u>134,820</u> 円	18 月以上 24 月未満	135,380 円	
24 月以上 30 日未満	<u>179,760</u> 円	24 月以上 30 日未満	180,480 円	
30 月以上 36 月未満	<u>224,700</u> 円	30 月以上 36 月未満	225,600 円	
36 月以上	<u>269,640</u> 円	36 月以上	270,720 円	
P315 下 1 行目	平成 <u>24</u> 年度にある		平成 25 年度にある	
P367 下 8 行目	平成 <u>24</u> 年度の		平成 25 年度の	

【正 誤】 本書籍におきまして、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P355 下 6 行目 要件の③	高年齢継続給付	高年齢 雇用 継続給付